

広告掲載規約

本規約は、申込書と併せて使用するものとする。

本契約は、以下の当事者の間で締結される：

ドイツ法人であり、登録住所を Europaplatz 3, 69115 Heidelberg, Germany に有する SPRINGER NATURE CUSTOMER SERVICE CENTER GMBH (以下「当社」という)、および

第1.9条に定義される広告申込書を提出する個人または法人（以下「広告主」という）

それぞれを「当事者」といい、これらを総称して「当事者」という。

1. 定義

本規約において、以下の定義を適用する。

- 1.1. 「**広告掲載実数**」とは刊行日応当日前 12 ヶ月間において、当社出版物内に実際に掲載された広告の数を意味する。
- 1.2. 「**広告**」とは広告申込書に従い、ジャーナル、Eメールキャンペーンまたはデジタルフォーマットに掲載、複製または表示される広告を意味する。
- 1.3. 「**広告申込書**」とは、当社出版物において素材を掲載、複製または掲出するために、広告主が提出し、当社が承諾した広告の注文（申込書を含む。）を意味する。
- 1.4. 「**本契約**」とは、本規約、該当する広告申込書および料金表を併せて意味する。
- 1.5. 「**適用法**」とは、随時改正され有効に存するものを含む、関連するいずれの法域において適用される法律、制定法、付属定款、規則、命令、規制方針、ガイダンスまたは業界規範、裁判所命令または司法判断、EU規則または指令、または規制当局（自主規制機関を含む。）による要件もしくは通知、ならびに委任立法または下位法令を意味する。
- 1.6. 「**営業日**」日本およびイギリスにおける土日および祝日を除くすべての日を意味する。
- 1.7. 「**ビジネスパートナー行動規範**」 <http://www.springernature.com/businesspartnercodeofconduct-EN>, に掲載され、随時改定される当社のビジネスパートナー行動規範を意味する。
- 1.8. 「**秘密情報**」とは、広告申込書の条件その他内容や開示状況を考慮して機密性が高いと合理的に判断される情報（秘密である旨の表示の有無を問わない）を意味するが、以下に該当する情報を除く。(a) 開示の時点で受領当事者が既に知っていた情報、(b) 受領当事者が独自に知り得た情報、(c) 公知の情報、または受領当事者の不正な使用や開示によらずして公知となった情報。
- 1.9. 「**広告主**」とは、関連製品・サービスの広告主であるか広告代理店、メディア販売店または雇用主を代行するリクルート機関であるかを問わず、広告申込書を提出する個人または法人を意味する。
- 1.10. 「**デジタルフォーマット**」とは、当社またはパートナーネットワークの一員である第三者パートナーが運営、所有、管理するインターネットサイト、アプリケーションその他のオンラインまたは電子媒体を意味する。
- 1.11. 「**Eメールキャンペーン**」とは、当社により、または当社のために実施されるあらゆる電子メールキャンペーンを意味する。
- 1.12. 「**広告掲載想定数**」とは、刊行日前に、広告主が当社に支払う料金を算出するために用いられる、当社出版物における広告の掲載回数の見込数を意味する。
- 1.13. 「**不可抗力事由**」は、第10.1条に定める意味を有するものとする。
- 1.14. 「**政府規制**」とは、適用法または政府の命令、規則、指示、もしくは規制当局、政府または公的機関（自主規制機関を含む。）による要件、通知もしくは講じられる措置を意味し、禁輸、輸入制限、割当その他の制限または禁止、または許認可の付与の拒否を含むが、これらに限定されないものとする。
- 1.15. 「**グループ**」とは、当事者、その持株会社、その子会社、ならびに当該持株会社の子会社を意味する。
- 1.16. 「**被補償者**」とは、第5.5条に基づき補償を受ける当事者を意味する。

- 1.17. 「補償義務者」とは、第 5.5 条に基づき補償を提供する当事者を意味する。
- 1.18. 「知的財産権」とは、特許権、発明に係る権利、実用新案権、著作権および関連する権利、商標権、サービスマーク、商号、ドメイン名、トレードドレスまたは外観に係る権利、営業上の信用またはパッシングオフに関する訴権、意匠権、データベース権、秘密情報（ノウハウおよび営業秘密を含む。）に係る権利、ならびにその他の一切の知的財産権を意味し、これらはいずれも登録の有無を問わず、当該権利に関する出願、更新または延長、および世界のいずれの地域においても認められるこれらと同様または同等の権利または保護形態を含むものとする。
- 1.19. 「ジャーナル」とは、当社が発行する、または当社に代わって発行されるジャーナルその他の印刷媒体による出版物を意味する。
- 1.20. 「素材」とは、(a) 広告申込書に関連して広告主が当社に提供するすべての情報および資料（広告素材、コピー、アートワーク、写真、電子ファイルその他の素材を含む。）ならびに (b) 広告申込書に関連して使用するために広告主が依頼または調達したすべての情報および資料を意味する。
- 1.21. 「刊行日」とは、広告主の広告が当社出版物において最初に掲載される日を意味する。
- 1.22. 「当社出版物」とは、ジャーナル、デジタルフォーマットまたは E メールキャンペーンを意味する。
- 1.23. 「料金表」とは、第 6.9 条に従い当社により随時改訂される当社の料金表を意味する。
- 1.24. 「関係者」とは、当事者に関して、当該当事者の従業員、役員、代表者、代理人、請負人およびアドバイザーを意味する。
- 1.25. 「規約」とは、第 15.10 条に従い当社により随時改定される、本契約に定める条件および規約を意味する。

2. 解釈

本契約において、文脈上別段の要請が無い限り、以下のとおり解釈するものとする。

- 2.1. 「人」への言及には、個人、法人、非法人団体およびパートナーシップを含むものとする。
- 2.2. 「条」への言及は、本契約の各条を指すものとする。
- 2.3. 見出しは便宜上のものであり、本契約の解釈に影響を及ぼさないものとする。
- 2.4. 「含む」という用語は、例示または強調の意味で使用されるものであり、直前の語句の一般性を限定するものとして解釈されず、またそのような効力を有しないものとする。
- 2.5. 当事者に対し、ある行為を行わない、または行為を怠らない義務が課されている場合には、当該行為が行われ、または怠られることを許容しない義務をも含むものとする。
- 2.6. 期間が特定の日から開始され、または当該日を基準として算定される場合には、その日を当該期間に含むものとし、期間が特定の日を終了し、または当該日まで算定される場合にも、その日を当該期間に含むものとする。
- 2.7. また、本契約に定めるいずれかの期間の満了日が営業日でない場合には、その期間は翌営業日まで延長されるものとする。

3. 広告掲載

- 3.1. 広告主は、当社に対し、該当する当社出版物において広告を複製、掲載および再掲載するための、非独占的、取消不能、全世界的かつロイヤリティフリーのライセンスを、媒体またはプラットフォームの種類を問わず、広告申込書の規定に従い付与するものとする。
- 3.2. 当社は、合理的な裁量により、当社出版物への掲載が予定されている素材、広告申込書または広告の全部または一部について、広告申込書を承諾したか否かにかかわらず、いつでも、拒否、受理の拒絶、削除、省略、延期、取消し、または変更を求めることができる。
- 3.3. 当社は、第 3.2 条に基づく裁量を、当該素材について以下のいずれかに該当すると合理的に判断した場合に行使することができる。

- 3.3.1. 適用法（特に広告に関する法令）に適合していない場合
- 3.3.2. 使用された場合、当社が法的リスクにさらされるおそれがある場合
- 3.3.3. 使用された場合、当社の評判を損なうおそれがある、または当社の信用、地位もしくは営業上の信用に重大な損害を与えるおそれがある場合
- 3.4. 第3.2条に基づく当社の権利には、以下の事項に関する決定が含まれるが、これらに限定されない。
 - 3.4.1. 掲載日
 - 3.4.2. 広告の掲載位置
 - 3.4.3. 広告主と合意された追加条件を付したうえで、広告申込書を受諾するか否か
- 3.5. 当社が第3.2条に基づく裁量を行きし、広告を削除しまたは掲載しないことを決定した場合、当社は、当該決定後合理的に可能な限り速やかに、その旨を書面により広告主に対して通知するものとする。当該通知がなされた時点で、該当する広告申込書は直ちに終了するものとし、第7条に基づく当社の権利には影響を及ぼさないものとする。
- 3.6. 広告主は、当社のその時点で有効な技術仕様（随時更新される場合がある。）に従い、すべての広告を当社に提出するものとし、当該仕様の最新の内容は請求により提供される。
- 3.7. 第3.8条に従うことを条件として、法令により認められる最大限の範囲において、当社は、広告の掲載における誤りまたは脱漏、広告の目的で提供されたコピー、電子ファイル、データ、図面その他の素材の損失または毀損、ならびに通常の制作過程で生じ得る縮みまたは色調の変化について、一切の責任を負わないものとし、これらは重大な瑕疵とはみなされない。
- 3.8. 広告主は、すべての広告が正確かつ誤解を招かないものであることを確保する責任を負うものとする。当社は、広告に含まれる誤りについて一切責任を負わないものとし、これには（これに限られないが）広告主の要請に基づき当社が行った変更または修正に起因する誤りを含む。ジャーナルに掲載される広告について、当社の責に帰すべき事由により誤りが生じた場合、当社は、当該広告を次回利用可能なジャーナルの版、デジタルフォーマットまたはEメールキャンペーンにおいて無償で再掲載することに同意する。
- 3.9. 広告主は、デジタルフォーマットに掲載された広告が、当社の提携先デジタルフォーマットのネットワーク上で利用可能となる場合があることを認識し、これに同意するものとする。当社は、いかなる広告についても提携ネットワーク上で利用可能とする義務を負わず、単独の裁量により、提携先デジタルフォーマットを追加または削除する権利を留保する。当社は、当該提携ネットワークを構成するいかなるデジタルフォーマットにより提供されるサービス、ソフトウェアおよび／または結果について、一切の責任および義務を負わないものとする。
- 3.10. 当社は、その単独の裁量により編集コンテンツと過度に類似していると判断する素材を含む広告について、「広告」という表示を付す権利を留保する。

4. 保証

- 4.1. 広告主は、自己の責任において当社と契約を締結する当事者として、当社に対し、以下のとおり表明し保証する。
 - 4.1.1. 当社と本規約の規定に基づく拘束力のある契約を締結するための完全な能力および権限を有していること。
 - 4.1.2. 当社に提供されたすべての情報および素材は、真実かつ正確であり、誤解を招くものではなく、これに含まれるいかなる内容も当社または当社出版物の評判を毀損し得るものではないこと。
 - 4.1.3. 素材が、わいせつ、中傷的、詐欺的または虚偽もしくは誤解を招く内容を含むものではなく、また、直接または間接を問わず、名誉毀損、詐欺または虚偽もしくは誤解を招く情報の掲載を理由として当社に対して請求または措置が提起される原因とならないこと。
 - 4.1.4. 素材が、第三者の知的財産権その他一切の権利（プライバシー権または秘密保持に関する権利を含むがこれらに限られない。）を侵害するものではなく、また、明示または黙示を問わず、第三者の正当な利益を不当に害するものではないこと。

- 4.1.5. 素材が、適用法、特に随時改正されるドイツ不正競争防止法（Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb（UWG））の関連規定および関連する業界規範（またはこれに類するもの）に準拠していること。
- 4.1.6. 素材が適用される広告関連法規に準拠しており、虚偽、欺瞞的または誤解を招く記載を含んでいないこと。
- 4.1.7. 広告主、広告または広告主の製品もしくはサービスについて、当社がいかなる形でも推奨または保証している旨を、いかなる第三者に対しても表示または示唆しないこと。
- 4.1.8. 掲載のために提出されるすべての広告が、明確に広告であると認識できるものであり、編集コンテンツに類似するように作成されていないこと。広告が編集コンテンツまたは記事体広告に類似する場合には、当該広告および素材が、広告主の請求により提供される当社の関連ガイドラインに準拠していること。
- 4.1.9. 広告にコンテスト、懸賞またはこれに類するプロモーションが含まれる場合には、素材が適用されるすべての法令および規制に準拠しており、また当該コンテスト、懸賞またはプロモーションが広告主によってこれらの法令に従い実施されるとともに、すべての賞品の提供について広告主が責任を負うこと。
- 4.1.10. 素材が、性別、人種、宗教または信念、障害、民族的出身、年齢または性的指向に基づく差別を示唆するものではないこと。ただし、当該広告が当該差別に関する法令の適用除外に該当し、かつ広告主が広告申込書の提出時にその旨を当社に通知している場合はこの限りでない。
- 4.1.11. 素材が、いかなるコンピュータ、コンピュータシステム、ネットワークまたはデジタルフォーマットに対しても障害を引き起こすものではなく、ウイルスまたは悪意のあるコードを含まないこと。
- 4.1.12. 素材が、当社または当社出版物の評判を害し、または損なうものではないこと。
- 4.1.13. 広告主は、当社が広告主に通知する期日までに、必要なすべての素材を当社に提供するものとし、当該期日は本質的に重要なものとする。当該期日までに素材が提供されない場合、広告主は、その結果として当社が広告申込書または本規約に基づく義務を履行できない可能性があることを認識し、これに同意するものとし、当社は当該不履行について一切の責任を負わないものとする。
- 4.1.14. 広告主は、当社の事前の書面による承諾なく、デジタルフォーマットに掲載される広告に関して、当該広告の全部または一部として、当該広告が配信される利用者のオンライン行動を追跡または分析することを可能とする追跡装置、クッキー、ビーコン、フラッドライトその他の技術的装置を埋め込んでいないものとする。当該承諾は、広告主から書面により要請され、かつ当該広告の掲載前に当社により書面で承認されなければならない。
- 4.1.15. 広告主は、第3.1条に基づき当社が素材を使用、表示、複製、掲載または出版することを可能とするために必要なすべての権利、ライセンスおよび同意（必要に応じて規制当局の承認および素材において言及または引用される個人または法人からの同意を含む。）を有していることを表明し保証する。
- 4.2. 当社は、本規約に基づく自己の義務の履行にあたり、合理的な注意および技能をもってこれを行うことを広告主に対して保証する。本規約において明示的に別段の定めがある場合を除き、本規約に基づき当社が提供するサービスに関するすべての条件、保証、契約条件、事前の表明および約束（明示的なものか黙示的なものか、法令に基づくかその他によるかを問わない。）は、法令により許容される最大限の範囲において明示的に排除されるものとする。
- 4.3. 第3.2条の定めを制限することなく、広告主は、当社が以下の事項についていかなる表明または保証も行わないことを認識し、これに同意するものとする。
 - 4.3.1. 広告の掲載が特定の法域に居住する者のみに限定されること
 - 4.3.2. オンラインキャンペーン期間中の特定の日において提供されるページインプレッションの正確な数
 - 4.3.3. 当社出版物における広告の再現の品質

4.3.4. 当社の裁量に委ねられる当社出版物の正確なレイアウトおよび形式

4.3.5. デジタルフォーマットの利用可能性

また、いずれの場合においても、当社はこれらに関して広告主に対して一切の責任を負わないものとする。

5. 責任および補償

5.1. 本第5条のいかなる規定も、以下に関するいずれの当事者の責任を排除または制限するものとは解釈されないものとする。

5.1.1. 過失により生じた死亡または人身傷害

5.1.2. 詐欺または詐欺的な不実表示

5.1.3. 本契約に基づく補償義務

5.1.4. 重大な過失または故意による不正行為

5.1.5. 重要な契約上の義務の違反（ただし、この場合、軽過失に基づく責任は、本契約締結時に通常予見可能であった損害に限定されるものとする。）

5.2. 第5.1条に従うことを条件として、軽過失による本規約の違反に関する当社の責任は、本契約締結時において当該契約の性質上通常予見可能であった損害に限定されるものとする。

5.3. 第5.1条に従うことを条件として、いずれの当事者も、相手方当事者に対し、付随的損害、結果的損害、特別損害、懲罰的損害または例示的損害について責任を負わないものとする。これには、逸失利益、事業の喪失、契約の喪失、注文の喪失、収益の喪失、営業上の信用の喪失、データの喪失または期待利益の喪失を含むが、これらに限定されない。ただし、当該損害が重要な契約上の義務の違反から生じる通常予見可能な損害に該当する場合はこの限りでない。

5.4. 第5.1条に従うことを条件として、広告または広告申込書に起因しまたは関連して生じるその他一切の請求（契約責任によるか不法行為によるかを問わない。）に関するいずれの当事者の責任の総額は、当該広告または広告申込書に関連して広告主が当社に支払った金額の150%を上限とする。

5.5. 広告主は、関連する損失または責任の裏付けが提示されることを条件として、当社、当社のグループ会社および各グループ会社の取締役または従業員に対し、以下に関して第三者により提起されまたは提起されるおそれのある請求、訴訟または手続に起因しまたは関連して当社が被りまたは負担する一切の損失、責任、費用、請求、損害、要求、経費および手数料（弁護士費用その他の専門家報酬を含む。）について、完全に防御し、継続して補償し、かつ免責するものとする。

5.5.1. 広告主による本規約の重大な違反

5.5.2. 第三者の知的財産権の実際のまたは主張された侵害

5.5.3. 広告主の指示に従って当社が行った広告の掲載

5.6. 被補償者は、補償義務者が補償することに同意した事項に関連して請求がなされた場合、速やかにその旨を補償義務者に通知するものとする。当該請求が発生した場合には、以下のとおりとする。

5.6.1. 第5.7条に従うことを条件として、被補償者は、補償義務者の要請があった場合には、当該請求に起因して生じるすべての交渉および訴訟について、補償義務者に明示的な権限を付与するものとし、係る費用は補償義務者の負担とする（ただし、当該要請は補償義務者により速やかに行われるものとする。）。

5.6.2. 当社が被補償者であり、かつ当該請求が当社の評判に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると合理的に判断した場合には、当社は、当該請求に起因するすべての交渉および訴訟を行うことができ、その合理的な費用は広告主の負担とする。

5.6.3. 当該請求を遂行する当事者は、(i) 当該請求の進捗に関して相手方当事者が合理的に求めるすべての情報を提供し、(ii) 相手方当事者の同意なく当該請求を和解してはならないものとする（当該同意は、

不合理に拒否又は遅延されないものとする)。また、請求の対応を行わない当事者は、当該請求の対応を行う当事者に対し、合理的に求められるすべての情報および協力を速やかに提供するものとし、当該請求に関していかなる承認も行ってはならないものとする。

- 5.7. 疑義を避けるため、かつ本契約のその他の規定を害することなく、いずれの当事者も、相手方当事者の会社秘書役またはゼネラルカウンセルによる事前の書面による明示的な承諾なく、いかなる訴訟または請求においても相手方当事者の名称を使用してはならないものとする。

6. 支払い

- 6.1. 広告主は、本条の規定に従い、当社に提出され（かつ当社により承諾された）すべての広告について当社に対して支払いを行うものとする。
- 6.2. 広告の料金は、料金表に定めるもの、またはその他当社と合意されるか、もしくは当社により随時書面で広告主に通知されるものとする。すべての料金は適用される税金を含まないものとし、当該税金については第6.3条に従うものとする。
- 6.3. 広告主が支払うべきすべての金額は、売上税、使用税、源泉税、付加価値税その他これに類する税金、政府手数料または賦課金を含まないものとする。当該税金の徴収および／または納付は、法令上これを行う義務を負う当事者の責任とする。適用法に基づき以下のとおりとする。
- 6.3.1. 売上税、付加価値税その他これに類する税金が課される場合、広告主は、当該税額に相当する金額を、元本の支払と同時にかつこれに追加して当社に支払うことにより、当社に対して補填するものとする。当社は、法令により要求される適切な請求書を広告主に発行するものとする。
- 6.3.2. 源泉税その他これに類する税金が課される場合、広告主は、これらの税金を元本から控除することはできず、当該税額を所轄税務当局に納付するとともに、その納付を証明する適切な書類を当社に提供するものとする。
- 6.4. 当社が書面により別途合意しない限り、当社は、広告主に各金額の支払期日到来時に請求書を発行するものとし、当該時期は該当する広告の初回掲載日後とする。広告主は、当社がすべての請求書を電子形式で送付する場合があることを承諾するものとする。
- 6.5. 広告主は、広告申込書において当事者間で別途合意されない限り、請求書発行日から30日以内にすべての請求書を支払うものとする。広告主は、法令により要求される場合を除き、相殺、反対請求、割引、減額その他いかなる理由によっても控除することなく、請求額の全額を支払うものとする。当社の履行不備または不履行に起因する反対請求については、当事者間で協議のうえ合意されなければならない。
- 6.6. 当社が有するその他の権利または救済手段を損なうことなく、広告主が支払期日までに支払いを行わない場合、当社は以下のいずれかの措置を講じることができる。
- 6.6.1. ドイツ民法第288条（BGB）に定める利率による遅延利息および同条第5項に基づく定額回収費用を請求すること。当該利息は、広告主が支払遅延に陥った日から延滞額が実際に支払われる日まで（日割りで、判決の前後を問わず）発生する。
- 6.6.2. 全額の支払いが完了するまで、当社が当社出版物に掲載しているすべての広告を削除すること。
- 6.7. 広告主は、(i) 督促後、または (ii) 遅くとも本条に基づく支払期日および請求書の受領後30日以内に支払いを行わなかった場合に、支払遅延に陥るものとする。
- 6.8. 刊行日の応当日（該当する場合に限る。）において、以下のとおりとする。
- 6.8.1. 直前12か月間における広告掲載実数が広告掲載想定数を下回る場合、広告主は当社からいかなる返金も受ける権利を有しないものとする。ただし、広告主からの書面による要請があった場合には、当社は、不足分に相当する金額分のクレジットを、当該応当日から12か月以内に広告主が発注する将来の広告申込書に充当するものとする。

- 6.8.2. 直前12か月間における広告掲載実数が広告掲載想定数を上回る場合、当社は、広告掲載実数に応じて適用される料金（料金表に定めるもの）を適用する。この場合において、料金表に基づく低減後の料金を適用した後であっても、広告主が当社に対してなお支払うべき金額があるときは、当社は、当該金額について広告主に請求書を発行することができ、広告主は第6.5条に従いこれを支払うものとする。
- 6.9. 当社は、料金表に定める料金をいつでも変更する権利を留保し、変更後の料金を当社のウェブサイトに掲載することができるものとする。ただし、当該変更は第15.11条の規定に従うものとする。最新の料金表は、当社の広告部門に請求することにより広告主が入手可能とする。

7. 契約解除および解約

- 7.1. 広告申込書が当社により承諾された後は、広告主は、(a) 当社が当該広告に関する作業を開始していないこと、かつ (b) 当該取消または変更が、該当する当社出版物への広告の掲載予定日の9週間前までに行われることを条件としてのみ、広告の取消または素材もしくは広告申込書の変更を行うことができる。疑義を避けるために付言すると、広告主が当社の承諾なく取消または変更を行う権利は、当社が広告に関する作業を開始した時点または当該9週間の期間の満了時のいずれか早い時点において消滅するものとする。当該時点以降は、あらゆる取消または変更について当社の書面による承諾を要するものとする。当該承諾が得られない場合、広告主は、第6条に基づき当社に支払うべきすべての金額を含め、当該広告に関する料金を当社に支払う責任を負うものとする。
- 7.2. 広告主が、取消しにより当社が費用を節減したこと、または当社が他の労務の利用により財務上の利益を得たか、もしくは意図的に得ることを怠ったことを立証した場合には、広告主は、その相当額を当社に書面で通知することにより、満額の料金から相殺することができる。
- 7.3. 当社は、当社が有するその他の権利または救済手段を損なうことなく（ただし当事者に発生済みの権利および義務を除くいかなる責任も負うことなく）、以下の場合には、広告主に通知することにより、広告主との間の広告申込書を直ちに解除することができる。
- 7.3.1. 広告主が、支払期日までに支払うべき金額を支払わず、督促後に合理的な期間を定めて全額の支払いを求められたにもかかわらず当該期間内に支払われなかった場合
- 7.3.2. 広告主が本規約の重大な違反を行い、当該違反が是正不能である場合、または是正可能であるにもかかわらず、当該違反の是正を求める書面による通知を受領後30日以内に是正しなかった場合
- 7.3.3. 広告主が本規約に違反する行為を繰り返し、その行為態様から、本規約を履行する意思または能力を有していないと合理的に判断される場合
- 7.3.4. 広告主がビジネス・パートナー行動規範に重大な違反をした場合
- 7.4. いずれの当事者も、相手方に対する書面による通知により、以下のいずれかの事由が生じた場合には、本契約を直ちに解除することができる。
- 7.4.1. 相手方が清算手続（強制または任意を問わない。ただし支払能力のある合併または再編を目的とする場合を除く。）に入った場合
- 7.4.2. 相手方が支払不能となった場合
- 7.4.3. 相手方が事業を停止し、または停止するおそれがある場合
- 7.4.4. 相手方が債権者との和解を行い、または自発的協定を締結した場合、管財手続の対象となった場合、もしくは弁済期にある債務を支払うことができない状態となった場合
- 7.4.5. 相手方の資産の全部または一部について、担保権者が占有し、またはレシーバーもしくは管理レシーバーが選任された場合、または債務に関連してこれと同様の措置が講じられた場合
- 7.4.6. 上記いずれかに相当する事由が、いずれかの法域の法令に基づき相手方について発生した場合
- 7.4.7. 相手方が第13条に重大な違反をした場合

8. 契約解約の影響

- 8.1. 一方当事者が他方当事者に付与した権利およびライセンスは、本契約に別段の明示的な定めがない限り、本契約の終了または満了時に終了するものとする。
- 8.2. 本契約がいかなる理由によって終了または期間満了した場合であっても、当社は、未払いの金額がある場合には、当該未払金額を広告主に請求するものとする。
- 8.3. 本契約の違反（解約日の時点またはそれ以前に存在するもの）に対する損害賠償請求権を含む、本契約の解約（満了）時に既発生の当事者の権利、救済、義務および責任は、本契約の解約（満了）による影響を受けないものとする。
- 8.4. 本契約の満了または終了時もしくはその後効力を生じ、または存続することが明示的または黙示的に意図されている条項は、本契約の終了または満了後も引き続き完全な効力を有するものとし、これには第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条および第16条が含まれる。

9. 秘密保持

- 9.1. 各当事者は、
 - 9.1.1. 本条第9条に定めるものと同等以上の守秘義務を負うことを条件として、法務顧問、コンサルタントまたは財務アドバイザーに対して、必要な範囲においてのみ開示する場合を除き、いかなる機密情報も開示しないものとする。
 - 9.1.2. 他方当事者の機密情報は、本契約に基づく義務の履行の目的のみに使用するものとし、本契約において合理的に必要な場合を除き、当該機密情報の重要な部分を複製、複写または文書化してはならないものとする。
 - 9.1.3. 適用法令により妨げられない限り、他方当事者の機密情報については、文書での要求があった場合にはこれを返却または廃棄するものとする。
 - 9.1.4. 本第9条の違反（故意によるか過失によるかを問わない）があった場合には、直ちにその旨を他方当事者に通知する。
- 9.2. 一方当事者の従業員または代理人が秘密情報を開示した場合には、当該当事者が秘密情報を開示したとみなされ、本契約の違反に対する責任を負うものとする。
- 9.3. 本契約のいかなる規定も、以下の場合において一方当事者が秘密情報を開示することを妨げるものではない。
 - 9.3.1. 当事者が服する管轄権を有する裁判所、審判機関、仲裁人、または政府もしくは規制当局に対して開示することが求められる範囲において。ただし、この場合、当該当事者は、適用法令により許容される範囲で、当該要請について速やかに他方当事者に通知するものとする。
 - 9.3.2. 当該秘密情報が、現に公知である場合、または受領当事者による本契約の違反によらずして公知となった場合。

10. 不可抗力

- 10.1. 広告主の支払義務を除き、いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行について、その合理的支配を超える事象、状況または原因であって、その性質上予見することができなかったもの、または予見可能であったとしても回避することができなかったもの（以下「不可抗力事由」という。）により遅延または履行を妨げられた場合には、第10.3条に従うことを条件として、当該影響を受けた当事者は、当該遅延または不履行について相手方当事者に対して責任を負わず、また本契約の違反とはならないものとする。この場合、影響を受けた義務の履行期限は、当該当事者が合理的な努力を尽くして当該義務を履行するために合理的に必要な期間延長されるものとする。
- 10.2. 不可抗力事由の発生に先立ち、影響を受ける当事者は、当該不可抗力事由の発生を防止および回避するために必要なすべての措置を講じなければならないものとする。

- 10.3. 不可抗力事由が発生した場合、影響を受ける当事者は、
 - 10.3.1. 不可抗力事由の状況下でできる限りの義務を果たし、
 - 10.3.2. できる限り速やかに不可抗力事由の影響を克服・軽減するために必要な措置（第三者に起因する問題の積極的な管理や第三者との連絡交換を含む）を講じ、
 - 10.3.3. 不可抗力事由を認識した場合には、当該事象が不可抗力事由に該当することを速やかに相手方に通知し、当該不可抗力事由の詳細および当該不可抗力事由が継続すると合理的に見込まれる期間を併せて通知し、
 - 10.3.4. 不可抗力事由が終了したときは、その旨を他方当事者に伝えなければならない。
- 10.4. 本契約に基づく当社の義務の履行が、第10.1条に定めるとおり2か月間継続して遅延または妨げられた場合、いずれの当事者も、書面による通知をもって、当該影響を受ける広告申込書を解除することができるものとし、当該解除に関して相手方当事者に対して責任を負わないものとする（ただし、既に提供された業務に関する支払についてはこの限りではない。）。

11. データ保護

- 11.1. 当事者は、本契約に関連して、各当事者が、本契約に基づく各自の義務を履行し、ならびにこれに関連して連絡を行う目的に限り、相手方当事者の従業員、役員または代理人に関する限定的な個人データ（氏名および業務用メールアドレスなど）を取り扱う場合があることを確認するものとする。
- 11.2. 各当事者は、本契約に基づき相手方当事者に開示される個人データに係る従業員、役員または代理人に対して、必要なすべてのプライバシー通知を提供している、または提供する予定であり、かつ、必要な場合には、必要なすべての同意を取得している、または取得する予定であることを表明し、保証するものとする。
- 11.3. 各当事者は、本契約に関連して取り扱うすべての個人データについて、以下を遵守するものとする。
 - 11.3.1. すべての適用されるデータ保護関連法令および規則を遵守すること。
 - 11.3.2. 当該個人データは、本契約に基づく自己の義務を履行する目的にのみ利用し、その他の目的には利用しないこと。
 - 11.3.3. 当該個人データを、不正または違法な取扱いならびに偶発的な滅失、破壊または毀損から保護するために、適切な技術的および組織的措置を講じること。
 - 11.3.4. 当該個人データを、収集目的の達成に必要な期間または適用法により要求される期間を超えて保持しないこと。
 - 11.3.5. 個人データを第三国または国際機関に移転する場合には、適用されるデータ保護関連法令を遵守して行うこと。
- 11.4. 各当事者は、本契約に関連して取り扱われる個人データに影響を及ぼす個人データ侵害を認識した場合には、速やかにその旨を他方当事者に通知するものとする。

12. 保険

- 12.1. 各当事者は、本契約の有効期間中および契約終了後1年間にわたり、本契約に関連するリスクについて、合理的な事業者であれば通常付保することが期待されるあらゆるリスクを補償対象とする保険契約を、信頼性のある保険会社との間で継続して維持するものとする。
- 12.2. 各当事者は、他方当事者から求められた場合には、保険が付保されていることを証するものとして、保険ブローカーの書簡を提出するものとする。

13. 贈収賄防止

- 13.1. 当事者は、本規約に基づくそれぞれの義務の履行にあたり、常にその活動に適用されるすべての関連する法令、制定法および規則を遵守するものとし、これには特に以下を含むものとする。
 - 13.1.1. 贈収賄、汚職、不適切な贈答および支払の禁止に関するすべての適用法を常に遵守すること
 - 13.1.2. 広告主については、ビジネス・パートナー行動規範
 - 13.1.3. 当社については、随時改訂される、www.springernature.com/codeofconduct-ENに掲載されている当社の行動規範

14. 通知

- 14.1. すべての通知は英語で書面により行われるものとし、以下の方法により送達されるものとする（第14.2条および第14.3条に従う）。(i) 手交、(ii) 書留郵便（国内の場合）、(iii) 国際的に認知された速達便（国外の場合）、または (iv) 電子メール
 - 14.1.1. 広告主に対する通知は、広告申込書に記載された住所あてに行うものとする。
 - 14.1.2. 当社に対する通知は、広告申込書に記載された住所あてに行い、その写しを Springer Nature 法務部（4 Crinan Street, London N1 9XW, 英国）にも送付するものとする。
 - 14.1.3. 電子メールによる通知は、広告申込書に記載された電子メールアドレスあてに送信するものとする。または、各当事者が相手方に通知したその他の宛先または担当者とする。
- 14.2. 電子メールによる通知は、仲裁を含むいかなる法的手続においても、有効な送達とはならないものとする。
- 14.3. 通知の送達時期は、以下のとおりとする。
 - a. 手交による場合：配達時
 - b. 書留郵便（Einschreiben mit Rückschein）の場合：発送後5営業日（国内）または発送後10営業日（国外）
 - c. 国際的に認知された速達便による場合：発送後5営業日
 - d. 電子メールによる場合：送信時（ただし、「配信不能通知」、「不在応答」またはその他のエラーがない場合に限る。）

15. 雑則

- 15.1. 本契約は、当事者間において、パートナーシップ、ジョイントベンチャー、代理関係、雇用関係または受託者関係を構成、成立または黙示するものではない。広告主は、当社を代理していかなる義務を負担し、または契約を締結する権限も有しないものとし、また、そのような権限を有する旨を表明してはならないものとする。
- 15.2. 本規約のいずれかの条項が、いかなる理由により、その全部または一部が無効または執行不能と判断された場合であっても、これにより、本規約に定めるその他の条項の有効性または執行可能性には影響を及ぼさないものとし、当該その他の条項は、引き続き完全に効力を有するものとする。
- 15.3. 本契約または法令に基づき付与された権利、権限または救済手段を行使しなかったこと、またはその行使が遅延したことは、当該権利、権限または救済手段、もしくはその他のいずれかの権利、権限または救済手段の放棄を構成するものではない。また、これらの権利、権限または救済手段の単独または一部のみの行使が、当該権利、権限または救済手段、もしくはその他のいずれかの権利、権限または救済手段の将来における行使を妨げるものではない。
 本契約に基づくいかなる権利の放棄も、書面によってなされた場合にのみ有効とし、当該放棄は、その放棄が宛てられた当事者および当該放棄が付与された特定の状況にのみ適用されるものとする。本契約のいかなる規定の違反についての権利放棄も、当該規定またはその他の規定に関する以後の違反についての権利放棄とみなされるものではなく、また、いかなる権利放棄も継続的な権利放棄を構成するものではない。

- 15.4. いかなる第三者も、本規約に基づき、権利を行使することはできないものとする。
- 15.5. 本規約（第 15.11 条に従い随時改訂されるものを含む。）および合意された広告申込書は、その主題に関して当事者間の完全な合意を構成するものとし、契約締結前の虚偽表示または詐欺に関する責任に影響を及ぼさない範囲で、当事者のいずれかが従前に行ったすべての了解、合意、約束その他の意思表示に優先し、これらに代わるものとする。
- 15.6. 本契約は、広告主個人（当事者）に専属するものとする。広告主は、当社の事前の書面による承諾（当社は自己の合理的な裁量によりこれを拒否することができる）なくして、本契約に基づく自己の権利または義務、もしくはそれらに関する利益の全部または一部を、譲渡、移転、再委託、担保権の設定、または信託の対象とすることはできないものとする。
- 15.7. 当社は、広告主の事前の同意を得ることなく、本契約に基づく自己の義務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとする。ただし、この場合であっても、当社は、当該再委託先の行為および不作為のすべてについて、広告主に対して完全な責任を負うものとする。
- 15.8. 当社は、広告主の同意を得ることなく、本契約に基づく自己の権利の全部または一部を、当社グループのいずれかの会社に譲渡することができるものとする。当該譲受人が当社グループの構成員でなくなる前に、当該譲受人は、譲り受けたすべての権利を当社または当社グループの他の構成員に再譲渡するものとする。
- 15.9. 当社は、常に、本契約に基づく自己の義務の全部または一部を、当社グループのいずれかの会社を通じて履行し、または自己の権利の全部または一部を行使することができるものとする。
- 15.10. 当社は、以下の事項について、オンライン上で更新内容を公表し、または広告主に提供することにより、随時これらを変更することができるものとする。
 - 15.10.1. 本規約
 - 15.10.2. ビジネス・パートナー行動規範を含む当社の方針およびガイドライン；ならびに
 - 15.10.3. 料金表に定める料金
- 15.11. 第 15.10 条に基づき行われた変更は、当該変更が公表され、またはその他の方法により広告主に提供された日以降に当社が承諾した広告申込書にのみ適用されるものとする。疑義を避けるために付言すると、当該変更日以前に当社が承諾した広告申込書については、当該広告申込書が当社により承諾された時点において有効であった規約および料金表が引き続き適用されるものとし、当該条件は当該広告申込書の期間中、有効に存続するものとする。
- 15.12. 広告主が提案する本規約のいかなる変更または追加も、当社が書面により同意しない限り効力を有しないものとする。広告主が追加的または代替的な条件を課そうとした場合、当該条件は無効および／または執行不能とする。
- 15.13. 各当事者は、相手方当事者の請求に応じて、本契約に関連して自己が負う法的義務その他の義務を履行するために合理的に必要とされる文書、支援または情報を速やかに提供するものとする。
- 15.14. 本規約の規定と広告申込書の規定との間に矛盾または不一致がある場合には、第 5.2 条、第 5.3 条および第 5.4 条を除き、広告申込書の規定が優先して適用されるものとする。なお、前記各条項は、広告申込書の規定に優先して適用されるものとする。

16. 準拠法および裁判管轄

- 16.1. 本規約は、抵触法の規定を考慮することなく、ドイツ連邦共和国の法令に準拠し、これに従って解釈されるものとする。本契約において定義されていない用語については、EU 法を含むドイツ連邦共和国の法令上、当該用語に対応するドイツ用語が有する意味を有するものとする。
- 16.2. 本契約に起因しまたは関連して生じる一切の紛争は、ドイツ・ハイデルベルクの裁判所に専属的に提起されるものとし、広告主および当社は、当該裁判所の人的管轄および裁判地に同意する。
- 16.3. 第 16.2 条にかかわらず、当社の単独の利益のため、かつ適用される法域において許容される範囲において、当社は、当該事案の実体に関する訴訟を、以下の裁判所に提起し、または執行する権利を留保するものとする。

- i. 広告主の居住国の裁判所、または
- ii. 広告主の事業または職業の過程において本規約に合意した場合には、本規約に同意した事業所の所在国の裁判所、または
- iii. (当該国と異なる場合には) 広告主の主たる事業所の所在国の裁判所。

本第16条は、ブリュッセルI規則（改正）またはその他の適用されるEU法に基づく強制的な管轄規則に従うものとする。